

◆◆◆ 薪ストーブ友の会ページ ◆◆◆

薪ストーブ友の会に入会されましたら、以下の規則を十分ご理解の上、実施してください。

●お問い合わせ先：(事務局) 高畠町生活環境課環境推進係 ☎52-1215

高畠町薪ストーブ友の会規則

【目的】

・木を有効な燃料として活用することにより、化石燃料の消費を抑え、地球温暖化防止に貢献します。木の情報を配信することで、薪ストーブ友の会会員が容易に安定して木の確保が図られることを目指します。

【手続き】

- ・町ホームページの入会フォームやFAX 申込書に必要事項を記入し、申し込んでください。申込用紙は、町住民生活課窓口にもあります。
- ・木の情報を電子メールで配信しますので、必ずメールアドレスをお書きください。
- ・申し込み後、町で審査し、「入会のお知らせ」が届きましたら登録完了です。

【木の情報提供】

- ・会員に一斉メール配信します。
- ・町のホームページにも木の提供情報を提示します。

【木の受け取り】

- ・木を受け取りたいときは、直接木の所有者に連絡してください。受け取りの承諾が成立しましたら、事務局に連絡してください。
- ・受け取りできる木の量は、ご自宅で使用する2年分以下とします。
- ・木の受け取りの順番は先着順となります。ただし、同時に2カ所以上の申し込みはできません。
- ・木の受け取りを完了しましたら、必ず、速やかに事務局へ連絡してください。
- ・木の受け取りをキャンセルされる場合は、必ず、速やかに事務局へ連絡してください。
- ・2カ所以上必要な方は、既に申込みの木を受け取り、事務局に連絡してから、再度申し込んでください。
- ・木の受け取りを毎年お願いしたい場合は、木の所有者と個別に話し合ってください。個別相談の結果、次回からも木を受け取るようになった場合は、事務局を通す必要はありません。

【作業】

- ・木を切る際には所有者と十分打ち合わせを行ってから、作業をしてください。
- ・作業は安全第一を心掛け、自己責任で行ってください。事務局では一切責任を負いません。
- ・木を切る道具や運搬する車は各自で準備してください。
- ・薪に最適な部分だけでなく、形が悪くてもできるだけたくさんのお木を有効利用してください。
- ・原則、木の所有者は手伝いませんので、カッティングから運搬まで各自で行ってください。

【費用】

- ・木の情報をいただいた方からは、木を無料で提供して下さることになっております。
- ・金品の請求があった場合は、木を受け取らず、事務局へ連絡してください。
- ・販売目的で木の収集はご遠慮ください。事実が認められれば、友の会を脱会していただきます。

